Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△	210,120,558
民間出えん金の受入による収入		67,021
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	210,053,537
Ⅳ　資金増加額		2,980,930,838
Ⅴ　資金期首残高		3,331,455,422
Ⅵ　資金期末残高		6,312,386,260

（単位：円）

行政サービス実施コスト計算書

（平成21年４月１日～平成22年３月31日）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
国立劇場公演等事業費	7,430,543,922		
新国立劇場公演等事業費	4,905,665,896		
基金助成事業費	6,362,253,377		
一般管理費	986,587,800		
財務費用	16,199,379		
雑損失	5,357,544		
固定資産除却損	6,758,098		
住民税	190,000	19,713,556,016	
⑵　（控除）自己収入等			
事業収入	△ 4,280,216,768		
受託事業収入	△ 11,353,588		
財産利用収入	△ 58,864,617		
資産見返寄附金戻入	△ 40,784,296		
財務収益	△ 194,100,401		
雑益	△ 66,138,980		
貸倒引当金戻入益	△ 3,640,484	△ 4,655,099,134	
業務費用合計			15,058,456,882
Ⅱ　損益外減価償却等相当額			
⑴　損益外減価償却相当額	3,141,900,922		
⑵　損益外固定資産除却相当額	14,520,883		3,156,421,805
Ⅲ　引当外賞与見積額			△ 2,261,456
Ⅳ　引当外退職給付増加見積額			937,620,102
Ⅴ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	270,958,262		
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	3,152,051,674		3,423,009,936
Ⅵ　（控除）法人税等及び国庫納付額			△ 190,000
Ⅶ　行政サービス実施コスト			22,573,057,269

重要な会計方針

平成22年３月30日に「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」」が改訂されており、改訂後の「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」」のうち、第80の規定については当事業年度より適用しております。

また、当事業年度より、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」の一部改訂について（平成22年４月　総務省行政管理局　財務省主計局　日本公認会計士協会）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

すべての業務について費用進行基準を採用しております。

これは、主たる業務である伝統芸能の公開、伝承者の養成の性質上、予定された成果の達成度を定量的・客観的に把握することが困難であること及び業務実施の進捗度はコストの発生と必ずしも比例的でないこと、また、業務の実施と運営費交付金財源の執行状況は期間の経過に必ずしも対応していないことから、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが困難であるためであります。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	13年～58年
構築物	10年～50年
機械装置	５年～15年
車両運搬具	２年～６年
工具器具備品	２年～19年

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の会計処理方法

⑴　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

文部科学省令第十五条第一号に係る経理区分（基金区分）のうち、自己財源により人件費をまかなっている職員については、職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（２年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

その他の区分（国立劇場区分及び新国立劇場区分）の役職員及び、基金区分のうち、運営費交付金により人件費をまかなっている職員については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職給付債務及び年金資産の見込額に基づく退職給付引当金の当該増加額を計上しております。

⑵　賞与引当金の計上基準

文部科学省令第十五条第一号に係る経理区分（基金区分）のうち、自己財源により人件費をまかなっている職員については、職員の賞与支給に備えるため、振興会の賞与支給に係る規程に基づく支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。